

フードバンク寄贈促進事業補助金交付要綱

(制定) 令和5年6月27日付5都環公共サ第186号

(通則)

第1条 フードバンク寄贈促進事業補助金（以下「本事業」という。）の交付については、本要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の目的)

第2条 本補助金は、フードバンク寄贈促進事業実施要綱（令和5年5月1日付4環資計第782号（以下「実施要綱」という。）第4に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が東京都（以下「都」という。）の補助を受け事務を執行する本補助金の交付に関する必要な手続等を定め、事業の適切かつ確実な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の意義は、実施要綱第2に定めるとおりとする。

(補助金の交付対象者)

第4条 本補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 実施要綱第2 2に定める中小企業（小売店に限る）であること。
- (2) 本補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）について、国その他の団体から補助金等の交付を受けていないこと。
- (3) 次の各号のいずれにも該当しないもの。
 - (ア) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (イ) 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
 - (ウ) 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの
 - (エ) 法令に基づく必要な許可の取得又は届出がなされていないもの
 - (オ) 税金の滞納がある者、刑事上の処分を受けた者その他公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められないもの
- (4) 食品寄贈によるコスト削減のメリット（廃棄物として処理した場合との比較）や食品寄贈についての顧客の反応、物流面の課題などの実態を把握するためのアンケートに協力できるもの

(補助対象事業)

第5条 本補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、実施要綱第3 2に定めるとおりとする。

(補助対象経費等)

第6条 本補助金の補助対象経費は、補助対象事業に要する経費のうち、食品の運搬に要する費用とする。ただし、消費税及び地方消費税を除く。補助対象期間は事業開始から令和6年3月29日までとし、食品の運搬手段は、原則として宅配便とする。

2 本補助金の補助率及び補助限度額は次のとおりとする。

(1) 補助率

補助対象経費の10分の10（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）

(2) 補助限度額

1店舗ごとに144千円

※1つの補助対象事業者において、複数の店舗の寄贈先を開拓する場合にあっては、当該1店舗ごとの交付額の合計額をもって、補助対象事業の交付額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 本補助金の交付を受けようとする者は、公社が別に定める期間中に、補助金交付申請書（第1号様式）その他別表第1に掲げる書類を公社に提出すること。

(交付申請の受付)

第8条 公社は、公社が別に定める期間中に、交付申請を受け付けるものとする。

- 2 公社は、申請を先着順に受理するものとし、受理した申請に係る本補助金の交付申請額の合計がフードバンク寄贈促進事業の基金（以下「基金」という。）の範囲を超えた日（以下「基金超過日」という。）をもって、申請の受理を停止する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基金超過日に複数の申請があった場合は、公社は当該複数の申請について抽選を行い、受理した申請に係る本補助金の交付申請額の合計が公社の基金の範囲を超えない範囲で、受理するものを決定する。

(補助金の交付決定及び補助額の確定)

第9条 公社は、第7条による交付申請を受けた場合は、当該交付申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等に基づき、本補助金の基金の範囲内で本補助金の交付又は不交付の決定を行い、交付する場合にあっては交付する本補助金の交付額の確定を行う。

- 2 公社は、前項の規定により申請をした補助対象者に対し、本補助金を交付する場合にあっては補助金交付決定通知書（第2号様式）により、不交付とする場合にあっては補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、その旨を通知するものとする。
- 3 公社は、第1項の規定により本補助金の額を確定したときは、速やかに前項の規定により本補助金の交付決定の通知を受ける補助対象者（以下「被交付者」という。）に対し本補助金を交付するものとする。

(申請の撤回)

第10条 被交付者は、前条第1項の規定による交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があり、本補助金の交付申請を撤回しようとするときは、同条第2項の補助金交付決定通知書を受領した日から14日以内に補助金交付申請撤回届出書（第4号様式）を公社に提出しなければならない。

- 2 公社は、前項の補助金交付申請撤回届出書の提出があったときは、都に報告するものとする。
- 3 前2項の規定は、補助対象事業者が前条第2項の補助金交付決定通知書を受領する前に交付申請を撤回する場合についても準用する。

(交付決定の取消し)

第11条 公社は、被交付者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第9条第1項の規定による本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
- (2) 交付決定の内容又は目的に反して本補助金を使用したとき
- (3) 本補助金に係る公社の指示に従わなかったとき。

(4) 被交付者（法人にあっては代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が暴力団員等又は暴力団に該当するに至ったとき。

(5) その他本補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。

2 公社は、前項の決定に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

3 公社は、第1項の規定による取消しを行った場合は、速やかに当該被交付者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 公社は、被交付者に対し、前条第1項の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った本補助金があるときは、当該補助事業者に対し、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

2 被交付者は、前項の規定により本補助金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該補助金を公社に返還しなければならない。

3 被交付者は、前項の規定により本補助金を返還したときは、公社に対し、補助金返還報告書（第5号様式）を提出しなければならない。

4 前項の規定は、次条第1項の規定による違約加算金及び第14条第1項の規定による延滞金を請求した場合についても準用する。

(違約加算金)

第13条 公社は、第11条第1項の規定による取消しを行った場合において、被交付者に対し前条第1項の規定により返還請求を行ったときは、当該被交付者に対し、本補助金の受領の日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとする。

2 被交付者は、前項の規定による違約加算金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

(延滞金)

第14条 公社は、被交付者に対し、第12条第1項の規定により本補助金の返還請求を行った場合であって、当該被交付者が、公社が指定する期限までに当該返還金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、被交付者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとする。

2 被交付者は、前項の規定による延滞金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

(調査等)

第15条 公社は、本補助金の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、被交付者に対し、本補助金に関する報告を求め、被交付者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

2 被交付者は、前項の規定による報告の徴収、事業所等への立ち入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

(個人情報等の取扱い)

第16条 公社は、本補助金の実施に関して知り得た申請者に係る個人情報及び企業活動上の情報（以下「個人情報等」という。）については、本補助金の目的を達成するために必要な範囲において、

都に提供することができる。

- 2 前項及び法令に定められた場合を除き、公社は、本補助金の実施に関して知り得た申請者に係る個人情報等について、本人の承諾なしに、第三者に提供しないものとする。

(その他必要な事項)

第17条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の実施に関し必要な事項は、公社が別に定める。

附 則 (令和5年6月27日付5都環公共サ第186号)

この要綱は、令和5年6月29日から施行する。

別表第1 (第7条関係)

申請前提出書類 (フードバンクとの協定締結後2週間以内)	
1	食品の提供・譲渡に関する協定書 (写し)
2	申請予定金額報告書
補助金申請時提出書類	
3	補助対象者確認書
4	誓約書
5	配送伝票 (写し)
6	補助金の振込口座が確認できる書類
7	アンケート